

知って
いますか



前橋市が発表する

避難情報

に注意してください

避難情報には3つの種類があります

状 況

行 動

避難準備情報

- 動くのに時間がかかる方（子供、お年寄り）は避難する必要があります
- 災害発生の可能性が高いです

- 避難の準備をしましょう
- 時間がかかる方は避難をしましょう

避難勧告

- 時間がかかる方以外も避難する必要があります
- 災害発生の可能性が明らかに高まっています

- 避難をしましょう

避難指示

- 災害発生の前兆などが発生しています
- 災害発生の可能性が非常に高いです

- ただちに避難しましょう
- 避難できないときは身を守りましょう

避難情報のお知らせはさまざまな方法で行います

（情報は、昼・夜間にかかわらず、緊急のお知らせとして発信します）



防災行政無線

市内全域にスピーカー放送



緊急速報メール

市域内の携帯電話にメール送信



防災ラジオ

最大音量で緊急起動して放送

※登録の有無に関係なく、前橋市内にいる人全員にメールが届きます



まちの安全ツイッター

災害情報などをすみやかに発信



前橋市ホームページ

「大切なお知らせ」で情報を掲載



まちの安全ひろメール

登録者に各種情報をメール送信

災害情報は、テレビやラジオなど、さまざまな手段で収集しましょう

避難情報を発令する主な基準

河川の増水や低地の浸水、土砂災害の発生のおそれがあるときに、前橋市は避難情報を発令します。下の表を参考に、避難情報を把握したら、すみやかに災害から身を守る行動をとるようにしましょう。

情報種類	浸水害	土砂災害
避難準備情報	■市内水位周知河川の水位があがって、「避難判断水位」になったとき	■大雨警報（土砂災害）が発表され、土壌に雨が多くたまっているとき ■台風の通過など、夜間・深夜に強い降雨があると予想される時
避難勧告	■「大雨特別警報」が発表されたとき ■市内水位周知河川の水位があがって、「氾濫危険水位」になったとき ■河川の堤防に漏水などが発見されたとき	■「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ■「大雨警報（土砂災害）」が発表されていて、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ■土砂災害の前兆（湧き水・地下水のにごりなど）が発見されたとき
避難指示	■市内水位周知河川の水位があがって、堤防高に到達するおそれが高いとき ■河川があふれるおそれのあるとき ■河川の堤防決壊が発生したり、発生のおそれが高まったとき	■「土砂災害警戒情報」が発表されていて、さらに「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ■土砂災害が発生したとき ■山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき

※市内水位周知河川とは・・・利根川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、赤城白川の5河川

「まちの安全ひろメール」をご利用ください

「まちの安全ひろメール」は、不審者情報や気象情報、市政情報、火災情報、市民の皆さんの生命・財産に影響を及ぼす可能性がある事案を配信します。

-  **防犯情報**（不審者、有害鳥獣の出没、振り込め詐欺関係、行方不明者情報など）
-  **防災情報**（地震情報、避難勧告・指示など）
-  **気象情報**（気象警報・注意報・高温注意情報など）
-  **市政情報**（市のイベント情報、その他市に関連した情報など）

インターネット接続が可能な端末（携帯電話・パソコン）で空メールを送信してから登録します。

メール宛先「touroku.maebashi-city@raidan.ktaiwork.jp
（二次元コード対応機種は右記コード読取りで対応できます）

MAIL

まちの安全
ひろメール



問い合わせ先 前橋市総務部危機管理室 TEL 027-898-5935（直通）